

防府市ネーミングライツ審査委員会設置要綱

平成31年2月27日制定

(設置)

第1条 防府市ネーミングライツ事業実施要綱（平成31年3月1日施行）第10条の規定に基づき、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）の優先候補者を公平かつ適正に選定するため、防府市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の所管課が定める募集要項等の審査に関すること。
- (2) パートナーの選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部次長（行政管理課を所掌事務とする者）をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部次長（政策推進課を所掌事務とする者）をもって充てる。

4 委員長は、次に掲げる者の内から、必要に応じて委員を指名する。

- (1) 文化スポーツ観光交流部次長
- (2) 生活環境部次長
- (3) 福祉部次長
- (4) 保健子ども部次長
- (5) 産業振興部次長
- (6) 土木都市建設部次長
- (7) 教育部次長
- (8) 上下水道局次長

5 委員長は、前項に掲げる委員のほか、必要に応じて有識者等若干名を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、指名の日から当該指名に係るパートナーの選定に関する審査が終了した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。